

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 制限付一般競争入札公告共通事項

1. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 対象工事の工種について建設業法の規定による建設業の許可（４，０００万円以上（建築一式工事の場合は６，０００万円以上）の工事を下請させる場合には特定建設業の許可）を有すること。
入札公告（以下、「公告」という。）の日現在において国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- (3) 当該入札参加申込期間の最終日から入札日までの間に、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する入札参加の資格制限、伊丹市の指名停止基準に基づく指名停止、入札参加停止基準に基づく入札参加停止又は建設業法第２８条の規定による営業停止の処分（以下、「指名停止等」という。）を受けていないこと。
- (4) 下記ア及びイに該当しないこと。
ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者。
イ 当該工事の入札（開札）日前６ヵ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者。
- (5) 対象工事の設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本又は人事面等において次のいずれかに該当すると認められる建設業者でないこと。
ア 当該受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又は当該受託者の出資総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者
イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
ウ その他当該受託者との間において特別な提携関係があると社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団（以下、当法人という）が認めた建設業者
- (6) 配置予定技術者について
ア 建設業法に規定する対象工事の工種の技術者（４，０００万円以上（建築一式工事の場合は６，０００万円以上）の工事を下請させる場合には監理技術者）を当該工事に配置できること。ただし、３，５００万円以上（建築一式工事の場合は７，０００万円以上）については専任で配置できること。
イ 請負金額が３，５００万円（建築一式工事の場合は７，０００万円）未満の工事については、専任配置の技術者と経営管理責任者（建設業法第７条第１号、第１５条第１号）及び営業所の専任技術者（建設業法第７条第２号、第１５条第２号）との兼務はできる。
ウ 配置予定技術者は、請負業者と直接的かつ恒常的な（入札参加申請日以前に３ヵ月以上）雇用関係を有している者に限る。
エ 配置予定技術者は、開札日において、公告に定める条件を満たし、契約工期の最終日又は最終完成検査の日のいずれか遅い日まで、入札に付した工事の現場に配置することができる者でなければならない。
オ 配置予定技術者は、開札日において、公告に付した工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者でなければならない。
- (7) 個別の建設工事について理事長が特に必要と認めて資格を定めた場合は、当該資格を有する者であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第４号）第２条各号のいずれかに該当しないこと。なお、入札に参加しようとする者の使用人が、入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (10) 事業協同組合が入札に参加するときは、当該組合の組合員は単独で当該入札に参加することができない。

2. 入札参加申請手続き

(1) 必要書類について

- ア 当法人の入札案件に参加を希望する者は、ホームページより「競争参加資格確認申請書」と「施工実績及び配置予定技術者届（様式２）」（以下、併せて「入札参加申込書」という。）をダウンロードし、必要事項記入の上期日までに提出すること。
入札参加申込書を提出するときに配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（３人を限度とする。）の記載を認めるものとする。なお、公告に掲載している工事に届出のあった技術者を重複して、他の工事の配置予定の技術者とする場合で、他の工事を落札したことにより、当該工事に予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札を辞退すること。
- イ 提出期日を過ぎた後に参加希望者の都合により申請書等の訂正又は差し替えを行うことは認めない

(当法人からの指示があった場合を除く)。

ウ その他必要書類について

(7) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

対象工事の工種の総合評定値が公告に定める数値以上であり、かつ、最新分で開札日現在有効なものの写し。

(4) 配置予定技術者の資格を証明する書類

公告上、監理技術者を専任として置かなければならない工事の場合には、開札日において有効期限内の監理技術者資格者証及び講習受講修了証の両面の写し。

(5) 入札参加申請日以前に3ヵ月以上雇用していることを証明する書類

健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書、住民税特別徴収税額通知書のいずれかの写し等。

(3) その他

ア 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札とみなす。

イ 入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、入札参加申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の入札参加申込書を、紙書類により提出すること。なお、申請者の過失により、記載事項に重大な誤りがあった場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げ(入札参加資格を有する旨の通知後においては、入札辞退の届出)を行うこと。

ウ 資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

エ 提出された入札参加申込書及びその他の資料は、入札参加資格の確認以外に使用しない。また、返却もしない。

3. 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格の確認を行う日は、公告に定める申請期間の末日とする。

(2) 入札参加資格の有無の判定は、公告に定める開札日現在を基準とする。

(3) 審査の結果は公告に定める期日までに競争参加資格確認通知書により通知する。

4. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、当法人に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求める場合は、公告に定める期日までに、メールまたは郵送にて行うこと。電話等による個別の質問には一切応じない。

(2) 期日までに当該請求があった場合は、これに対し個別に回答する。

5. 設計図書等の交付

入札に付する工事の設計図面、仕様書及び内訳明細書(以下「設計図書」という。)については、入札参加資格確認結果通知の日から入札日までの間に、当法人の事務局総務課において入札参加資格のある業者にのみ交付する。

6. 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問がある場合は、公告に定める期日までに、メールまたは郵送にて行うこと。

(2) 質問に対する回答は、公告に定める期日までに、当法人のホームページにて回答する。

(3) 質問事項の内容等に入札参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある場合は回答しない。

7. 入札手続き

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 入札に関する条件等

ア 紙による入札について

(7) 入札者は、入札時刻までに入札会場に入室していること。

(4) 入札書に入札金額、入札者に関する適正な記名押印があり、入札内容が明確であること。また、代理人が入札する場合は、代理人に関する記名押印があること。入札書については書式をホームページよりダウンロードし使用すること。

(5) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(6) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(8) 郵便、電報、FAX、電話その他電気通信による入札は、認めない。

(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭でないこと。

(10) 入札書を提出した後は、入札の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ 入札金額は、特に指示しない限りは、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

ウ 請負金額は、特に指示しない限りは、入札書に記載された金額に10%を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札金額の記入は、アラビア数字を用いること。

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行って

はならない。

カ 入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を決めなければならない。

キ 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ク 積算内訳書について

(ア) 積算内訳書は、各案件ごとの積算内訳書を作成すること。

(イ) 入札額の根拠となる金額を記入した積算内訳書については、入札書投函後に提出すること。

(ウ) 提出された工事費積算内訳書に記載がない場合もしくは記載された内容が著しく不適切である等不備なときは、当該工事費積算内訳書の提出業者の入札は失格とする。

(エ) 工事内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。ただし、提出された工事内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。この指示に従わないときは、その入札を無効とすることがある。また、落札決定後であっても、それを取り消すことがある。

(オ) 提出された内訳書は返却しない。

ケ 同一事項の入札について、1者の入札者が2通以上した入札でないこと。

コ 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ねた入札又は複数の入札者の代理をした者の入札でないこと。

サ 設計図書、現場及び契約条項等を熟知した上で、適正に積算を行い、入札すること。なお、設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

シ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めること。なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

(3) 前項の認定は入札執行者が行い、入札者は異議の申立てができないものとする。

(4) 辞退について

ア 入札を辞退するときは、その旨を申し出ること。

イ 入札期間前においては、入札辞退届（任意の様式。差し支えない範囲の理由を記入すること。）を持参又はメールにより提出すること。

ウ 辞退した場合において、辞退した者が既に提出した書類は、無効とする。

エ 一度辞退届を提出した場合には、当該辞退届を撤回することはできない。

オ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(5) 無効となる入札について

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した入札

イ 入札参加申込書に虚偽の記載をした者の入札

ウ 予定価格を超える金額の入札

エ 入札参加者間において、次の基準の関係にある者同士がしたすべての入札（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(ア) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者以上の場合。

1) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の代表権も有している。

2) 個人事業主や組合等の法人の理事が、他の会社の役員等を現に兼ねている。

オ その他公告等において特に指定した事項に違反した入札

(6) 入札の中止等

ア 不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

イ 入札参加申請をした者がいなかった場合又は審査の結果、入札参加資格を有する者がいなかった場合には、当該入札を中止するものとする。入札業者がいなかった、もしくは1者のみの場合も同様とする。

ウ 公告後、天災等予測できない事情により、入札の競争性及び公平性を保つことが困難と認められるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることができる。

エ 入札参加者が不正行為等の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。

オ 上記の場合には、速やかに当該措置の内容をホームページに掲載するとともに、当法人が把握している入札参加予定者に通知するものとする。

(7) その他

ア 現場説明はしない。

イ 入札の結果、不調となったときは、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則第68条第1項第6号に基づく随意契約とすることがある。

ウ 入札書に記載された金額が予定価格を超えている場合は上記(5)ウのとおり無効となるので、見積もった金額が予定価格を超えた場合は入札を辞退すること。

8. 開札手続き

(1) 開札日は、公告に定めるとおりとする。

(2) 落札は公告に掲載している予定価格以内の最低価格のものをもって落札とする。ただし、最低制限価格を設

定した工事においては最低制限価格に達しないものは採用しない。

- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、その場でくじにより、落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。

9. 契約の締結

(1) 契約書の作成

- ア 落札者が決定したときは、契約書を取り交わすものとする。契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- イ 当法人が定めた契約書により、契約書を作成するものとする。落札者は、契約書に記名押印し、当法人の事務局総務課に提出しなければならない。

(2) 提出書類等

- ア 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、銀行その他理事長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定するもの。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、履行保証保険契約を締結したとき又は工事履行保証証券による保証を付したときは、契約保証金を免除する。
ただし、単価契約の場合にはその都度定めるものとする。
- イ 建設労働者の福祉対策として、建設業退職金制度等に加入すること。また、必要な数の共済証紙を購入し、建設業退職金共済掛金収納書を提出すること。なお、契約金額が100万円未満のときは、収納書の提出を省略することができる。
- ウ 提出された資料等は返却しない。ただし、当法人において無断で使用できないものとする。

(3) 理事会関係

- ア 契約の締結について理事会の決議に付さなければならない場合は、理事会の決議後に契約を締結する。
- イ 議案が否決されて落札者が損害を被ったとしても、当法人は損害賠償の責を負わない。
- ウ 落札後、理事会の決議までの間に落札した者が指名停止等を受けた場合は、契約を締結しない。
また、それにより落札者が損害を被ったとしても、当法人は損害賠償の責を負わない。

(4) 下請について

- ア 下請業者の選定並びに建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。
- イ 下請負については、建設業法で一括して他人に請負わせ又は請負ってはならないことになっているので遵守すること。
- ウ 元請人は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないよう努めること。
- エ 元請業者は、工事の施工に当たって、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図れるよう努めること。

(5) その他

- ア 工事の施工に当たっては、災害の防止に努めるとともに、万一に備えて労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入すること。
- イ 工事完成保証人は不要とする。
- ウ 契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになったときは、発注者は、下請契約等の解除を求めることがある。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがある。この場合、当法人は一切の損害賠償の責を負わない。
- エ 落札者は、契約期間中、入札申込時に届出をした配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。配置できない場合は、資格制限等の措置を行うことがある。
- オ 病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。
- カ 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、指名停止等を受けた場合は契約を締結しない。この場合、当法人は一切の損害賠償の責を負わない。

10. その他

- (1) 入札参加者は、入札後、公告及び設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 開札後落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、入札参加資格を有しないものとみなし、無効とする。
- (3) 入札参加者は、当法人が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力すること。

11. 問合せ先

〒664-0014 伊丹市広畑3丁目1番地 法人事務局 総務課 担当 賤間

TEL 072-784-9987 Fax 072-784-9937 E-Mail jig117@jigyoudan-itami-hyogo.jp